

## 宮前区役所における共催及び後援に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、団体等が事業又は行事（以下「事業等」という。）を実施するにあたり、宮前区役所（以下「区」という。）が共催又は後援をする場合の基準及び事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 団体等と区がともに事業等の主体となって、協働で短期間の事業等を行い、相互の役割分担、経費の分担及び社会的責任が求められる形態をいう。
- (2) 後援 団体等が主催する事業等に対して、金銭的支出を伴わず、単に区が事業等の趣旨に賛同し、奨励の意を表して名義の使用を承諾することによって支援することをいう。

(申請)

第3条 区の共催又は後援を受けようとする団体等は、原則として事業等を実施する14日前までに共催・後援申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収入支出予算書
- (3) 団体等の規約、会則その他これらに類するもの
- (4) 団体等の活動実績を記載した書類
- (5) チラシ・ポスター等の案文、又は前年度のチラシ・ポスター等。ただし、作成している場合のみ

(6) 前各号の掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、区長が認めるときは、同項第2号から第5号までに掲げる書類の一部を省略することができる。

(承諾等)

第4条 区長は、前条の共催・後援申請書を受理したときは、次に定める基準に基づいてその内容を審査し、共催又は後援を承諾するときは共催・後援承諾通知書(第2号様式)により、共催又は後援を承諾しないときは共催・後援不承諾通知書(第3号様式)により団体等に通知するものとする。

(1) 区の施策の推進に寄与すると認められる事業等であること。

(2) 原則として、区の区域で開催され、広く区民を対象とした事業等であること。

(3) 堅実な活動実績を有し、かつ、事業等の遂行能力が十分であると認められる者が主催する事業等であること。

(4) 事業等の開催場所において、安全管理、公衆衛生、災害防止等に関する措置が講じられていること。

(5) 収益をともなう事業等にあつては、その収益を社会福祉事業に充てる等の公益性を有する事業等であること。

(6) 法令又は公序良俗に反する事業等でないこと。

(7) 政治的・宗教的中立性を損なうおそれがある事業等でないこと。

(8) その他、区の行政運営に関する一般方針に反しない事業等であること。

2 区長は、必要があると認めるときは、第1項の承諾に条件を付すことができる。

(変更)

第5条 団体等は、前条の規定により承諾を受けた後に事業計画に変更が生じた場合、速やかに共催・後援変更申請書(第4号様式)を区長に提出し、そ

の承諾を受けなければならない。

- 2 区長は、前項の共催・後援変更申請書を受理したときは、前条に規定する基準に基づいて審査し、共催又は後援を承諾するときは共催・後援変更承諾通知書（第5号様式）により、共催又は後援を承諾しないときは共催・後援変更不承諾通知書（第6号様式）により団体等に通知するものとする。

（報告）

- 第6条 事業等を実施した団体等は、事業等終了後14日以内に共催・後援事業等実施報告書（第7号様式）を区長に提出しなければならない。

（承認の取消）

- 第7条 区長は、共催又は後援の承諾後において、第4条第1項に規定する基準に適合しない事実が判明したとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、共催・後援取消通知書（第8号様式）により団体等へ通知し、その承諾を取消することができる。

- （1）申請した団体等が解散したとき又は事業等を取りやめたとき
- （2）申請書又は添付書類に虚偽があると認められるとき
- （3）区長が取消しを必要と認めたとき

- 2 承諾の取消しにより、団体等が損害を受けた場合においても、区はその賠償の責めを負わない。

- 3 第1項の規定により承諾が取り消された事業等又は事業等の実施後に第1項に該当したことが明らかになった事業等に係る翌年度以降の共催及び後援は、原則として行わないものとする。

（事務主管課等）

- 第8条 共催及び後援に関する承諾事務は、当該共催及び後援に係る事業等の内容と関係する事務を所掌する課等が行うものとする。なお、決裁区分は区長専決とし、総務課の合議を必要とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、共催及び後援に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月18日から施行する。